

■用語の説明（勤務条件制度等関係）

地方公共団体の職員（一般職の職員。企業職員や単純労務職員を除く。）の勤務条件は、各団体が条例で定めることとされていますが、「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」（均衡の原則、地公法第 24 条第 5 項）とされています。

大阪府は、勤務条件制度等については、これら地公法上の規定や諸原則を踏まえて定めるよう、府内市町村（大阪市、堺市を除く。以下同じ。）に助言しています。

① 一週間の勤務時間等

一週間の勤務時間とは、日曜日から土曜日までの所定勤務時間のことです。

国家公務員の場合、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」において、一週間の所定勤務時間は、38 時間 45 分と定められています。またその割り振りについては、月曜日から金曜日までの 5 日間につき、一日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振ることとし、勤務時間を割り振らない日（週休日）を、日曜日と土曜日と定めています。（一般的な勤務形態の職員の場合）

地方公共団体の職員の勤務時間については、国家公務員の制度に準拠することが適切ですが、地方公務員は、労働基準法の適用を受けることから、地方公共団体が勤務時間を条例で定める場合は、同法で定める基準（原則として一週間 40 時間以内、一日 8 時間以内）に留意する必要があります。

② 休憩時間

休憩時間とは、職員が勤務時間の中途において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている勤務義務の課されていない時間のことです。給与支給の対象外の時間です。

職員の休憩時間については、条例で定めることとされていますが、労働基準法第 34 条第 1 項において、労働時間が 6 時間を超える場合は少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては、1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないと定められていることに留意する必要があります。

③ 特別休暇

特別休暇とは、職員が結婚、出産、服喪など、あらかじめ定められた特定の事由（職員側の私生活上・社会生活上の事由）に該当する場合に、所定の手続きに従い、適法に任命権者（上司）の承認を得て、具体的な勤務義務を免除する制度のことです。

国家公務員においては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第 19 条及び人事院規則 15-14 第 22 条第 1 項において、18 種類の特別休暇が定められています。

職員の特別休暇については、条例等で定めることとされていますが、労働基準法の定めや国家公務員の制度との権衡に留意する必要があります。